

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第6回総会																								
開催日時	平成29年9月25日（月） 午前10時 開会 午前11時45分 閉会																								
開催場所	中田庁舎3階 旧議場																								
議長の名氏	高橋 清範 会長																								
出席者（委員）の氏名	<table border="0"> <tr> <td>1番 尾 張 勝</td> <td>2番 鈴 木 巖</td> <td>3番 田 島 幹 雄</td> </tr> <tr> <td>4番 豊 澤 啓 司</td> <td>5番 芳 賀 秀 二</td> <td>6番 柴 崎 専 一</td> </tr> <tr> <td>7番 佐々木 まき子</td> <td>8番 阿 部 静 男</td> <td>9番 二階堂 紀 一</td> </tr> <tr> <td>10番 佐藤 久 順</td> <td>11番 佐藤 幸 治</td> <td>12番 秋 山 耕</td> </tr> <tr> <td>13番 松 野 秀 郎</td> <td>14番 上 野 栄 公</td> <td>15番 阿 部 晃 徳</td> </tr> <tr> <td>16番 門 馬 一 郎</td> <td>17番 岩 淵 勉</td> <td>18番 小野寺 義 幸</td> </tr> <tr> <td>19番 櫻 井 利 光</td> <td>20番 三 塚 芳 毅</td> <td>21番 浅 野 和 宏</td> </tr> <tr> <td>22番 鈴 木 泰 子</td> <td>23番 五十嵐 幸 喜</td> <td>24番 高 橋 清 範</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(<input type="checkbox"/> は、欠席委員 <input type="checkbox"/> は、遅参)</p>	1番 尾 張 勝	2番 鈴 木 巖	3番 田 島 幹 雄	4番 豊 澤 啓 司	5番 芳 賀 秀 二	6番 柴 崎 専 一	7番 佐々木 まき子	8番 阿 部 静 男	9番 二階堂 紀 一	10番 佐藤 久 順	11番 佐藤 幸 治	12番 秋 山 耕	13番 松 野 秀 郎	14番 上 野 栄 公	15番 阿 部 晃 徳	16番 門 馬 一 郎	17番 岩 淵 勉	18番 小野寺 義 幸	19番 櫻 井 利 光	20番 三 塚 芳 毅	21番 浅 野 和 宏	22番 鈴 木 泰 子	23番 五十嵐 幸 喜	24番 高 橋 清 範
1番 尾 張 勝	2番 鈴 木 巖	3番 田 島 幹 雄																							
4番 豊 澤 啓 司	5番 芳 賀 秀 二	6番 柴 崎 専 一																							
7番 佐々木 まき子	8番 阿 部 静 男	9番 二階堂 紀 一																							
10番 佐藤 久 順	11番 佐藤 幸 治	12番 秋 山 耕																							
13番 松 野 秀 郎	14番 上 野 栄 公	15番 阿 部 晃 徳																							
16番 門 馬 一 郎	17番 岩 淵 勉	18番 小野寺 義 幸																							
19番 櫻 井 利 光	20番 三 塚 芳 毅	21番 浅 野 和 宏																							
22番 鈴 木 泰 子	23番 五十嵐 幸 喜	24番 高 橋 清 範																							
事務局職員職氏名	説明員：農業委員会事務局 事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美、局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 千葉 暢、主査 千葉康哉、主査 鎌田智之 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則																								
議 題	報告第10号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第11号 使用貸借権の合意解約について 報告第12号 農地の現状変更届出について 報告第13号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第45号 非農地証明願について 議案第46号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第47号 農地利用最適化推進委員の委嘱について																								
会議結果	議案第42号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第43号 許可相当と意見を付すこととするものの、進行番号1番については顛末書を提出させることとした。 議案第44号 許可相当と意見を付すことに決定した。 議案第45号 願出のとおり証明することを決定した。 議案第46号 原案のとおり決定した。																								

	議案第 47 号 原案のとおり承認した。
会議の概要	下記のとおり
会議資料	平成 29 年度登米市農業委員会第 6 回総会資料 <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 一般法人貸借要件調査書
発言者	議 題 ・ 発 言 ・ 結 果
議 長 (高橋会長)	<ul style="list-style-type: none"> ・ あいさつ ・ 議案説明のための出席説明員及び書記の報告
議 長	<p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、5 番 芳賀秀二 委員、6 番 柴崎専一 委員を指名します。</p>
議 長	<p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p style="text-align: center;">< 異議なしの声あり。 ></p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 3 「諸般の報告」を行います。 諸般の報告は、お手元に配布しております別紙報告書のとおりです。 これで諸般の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 4 報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>
事務局	《事務局説明》
議 長	<p>説明が終わりました。 これで、報告第 10 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第 5 報告第 11 号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p>

事務局	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 11 号「使用貸借権の合意解約について」の報告を終わります。
議長	日程第 6 報告第 12 号「農地の現状変更届出について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 12 号「農地の現状変更届出について」の報告を終わります。
議長	日程第 7 報告第 13 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これで、報告第 13 号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」の報告を終わります。
議長	日程第 8 議案第 42 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。
事務局	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 10 番 佐藤久順 委員。
10 番委員	登米市農業委員会第 1 分科会に係る現地確認調査は、平成 29 年 9 月 20 日、午後 1 時 30 分から委員 3 名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。 農地法第 3 条の進行番号 5 番から 7 番については、別紙議案説明資料 1 ページから 15 ページに記載されているとおりです。 申請内容は、登米市内の法人である譲受人と登米市内に居住する譲渡人が、米山町地内の農地を賃貸借するものです。

	<p>譲受人は、現在、農地を耕作しておらず、作付予定作物の栽培経験はありませんが、作付予定作物の栽培経験がある者への作業委託により、本件で取得する農地 29,997 平方メートルの営農を行うものです。一般法人が農地を貸借するための要件を満たしていると判断され、地域と協力しながら耕作することであり、周囲への影響も見受けられず、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 9 月 25 日</p> <p>現地調査委員 10 番 佐藤久順 委員 11 番 佐藤幸治 委員 12 番 秋山 耕 委員</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認していただくことにはしておりましたが、支障等について発言をお願いします。ございませんか。</p> <p>《各委員から、「支障なし」の声あり》</p>
20 番委員	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5 番から 7 番の案件について、農業に従事する日数として、農作業のみでなく経営についても含まれるという説明だったが、もう一度、詳しくお願いします。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>先ほどご説明したとおり、農業経営については、一般法人については、農作業による耕作のみにかかわらず。営農を企画、管理する時間についても含まれると判断されます。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>8 番 阿部静男委員</p>
8 番委員	<p>5 番から 7 番について、農地法第 18 条第 6 項の規定による届出により合意解約されておりますが、(株)スワンドリーム、この会社との関係はどうなっているのか、栽培設備なども譲り受けたのかどうか、経過・経緯についてどうなっているのか。</p> <p>また、この会社、登米ソーラーの代表について、東京などほかにも売電事業を</p>

	<p>行っているのか。</p> <p>もうひとつ、キクラゲの栽培について、計画を見るとよく見えるが、その辺の流れについて、スワンドリームから登米ソーラーへの変更に係る経過・経緯についてお聞かせ願いたいと思います。</p> <p>事務局。</p> <p>こちらにつきましては、営農型太陽光発電の転用許可が今年の11月だったかと思えます。このときは、スワンドリームが営農を担当し、登米ソーラーが転用部分を担当して太陽光発電を設置したものです。</p> <p>今回、賃貸借権のあり方など、うまく整理できなかつた部分があり、登米ソーラーが直接、営農部分も担うということになりました。その作業については、スワンドリームに委託するということです。</p> <p>実際にキクラゲ栽培が開始されておりまして、スワンドリームの方が常時従事している状況です。</p> <p>また、登米ソーラーの社長については、太陽光発電部門の親会社であるサステナジーという会社があり、この会社については大崎市でもキクラゲによる営農型太陽光発電事業に携わっており、その取締役となっております。実際にこちらの場所に来て農作業を行うことではないということですが、大崎市での営農型太陽光発電とあわせて、経営を担っていると聞いてございます。</p> <p>キクラゲ栽培については、今現在、すべての面積ではないですが、菌床栽培のためのベットを設置して、栽培が行われており、学校給食などへも出荷されていると聞いております。</p>
<p>議 長</p>	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>なければ質疑を終わります。</p> <p>これから議案第42号を採決します。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第42号「農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第9 議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」、日程第10 議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《蛇好局長補佐、説明》</p>

議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 先に第1分科会の報告をお願いいたします。 10番 佐藤久順 委員</p>
10番委員	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は先ほどと同様に、平成29年9月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p>
議 長	<p>農地法第5条の進行番号1番については、別紙議案説明資料19ページから21ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に資材置場を整備するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号2番から6番については、別紙議案説明資料22ページから24ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号7番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号8番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p>

進行番号9番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成29年9月25日

現地調査委員 10番 佐藤久順 委員

11番 佐藤幸治 委員

12番 秋山 耕 委員

議長

次に、第2分科会の報告をお願いいたします。

5番 芳賀秀二 委員

5番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、平成29年9月20日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第4条の進行番号1番については、別紙議案説明資料16ページから18ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地にハウス牛舎及び管理室、作業機置場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既にハウス牛舎及び管理室が整備され、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。

次に農地法第5条の進行番号10番については、別紙議案説明資料34ページから36ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に牛舎及び藁小屋、パドックを整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました

進行番号11番については、別紙議案説明資料37ページから39ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地と判断されますが、例外的に認められる、日常生活または業務上必要な施設で集落に接続して設置され

	<p>るものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 12 番については、別紙議案説明資料 40 ページから 42 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に来客用駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 9 月 25 日</p> <p>現地調査委員 8 番 阿 部 静 男 委員 9 番 二階堂 紀 一 委員 5 番 芳 賀 秀 二 委員</p>
議 長	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>これより、議案第 43 号、議案第 44 号について、一括で質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p>22 番 鈴木泰子 委員</p>
22 番委員	<p>4 条の進行番号 1 番について、既に転用されている状況ですので、顛末書の提出していただきたいと思います。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>12 番 秋山 耕 委員</p>
12 番委員	<p>20 日に私も現地調査に出席しましたが、5 条の 2 番から 6 番までについて、説明資料中で開発行為について今後提出予定とあり、確認するようお願いしていましたが、どのようなになったのでしょうか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>説明資料 23 ページの事業計画書概要の他法令関係について確認しましたが、県との協議については不要で、市への届出のみとなり、27 日に届出予定とのことでした。住宅都市整備課へ確認したところ、届出については問題ないとのことでした。</p>
12 番委員	<p>ということは、5 条申請を行うにあたって、市への開発行為の届出は必要ないと解釈してよろしいのか。</p> <p>本来であれば、開発行為の意見書を踏まえた中で、5 条の審議を行うところだと思いますが、この場合、まだ申請を出していないのですから、県に意見を送る</p>

	<p>にあたっては必要ないと解釈してよろしいのか。</p>
事務局	<p>転用の事務処理規定にあたっては、他法令の取扱については基本的にすべて、完了した後での申請とされており、協議・許可が必要なものについては、まず、申請が出されていることを転用の意見送付における要件としております。</p> <p>また、他法令関係について、許可を受けたものでなければならないということではなく、同時進行で進めていく案件もあり、これまでも転用申請後に他法令関係について申請・届出されたものもあり、十分とはいえないものの、今回、議案に上程しております。</p> <p>県における開発協議についても、転用許可については、開発協議が整った後に併せて転用許可を行うこととされております。</p>
12 番委員	<p>過去にもこういった案件があり、こういった形で持っていかなざるを得ないということですね。この辺については、はっきりさせておくべきと考えます。もし、開発行為にあたって何かしらトラブルがあった場合、県の許可とはいうものの、最終的に我々、農業委員会にも責任が出てくることも考えられる。</p> <p>そういった意味でも、他法令との関係についても、今後、きちっとした取扱いを行ってもらわないと、審議がしづらいので、その辺をきちっと定めていただきたいと思います。</p> <p>それから、進行番号 10 番について、一部が農用外となっておりますが、どのような状況なのか説明願います。</p>
議 長	事務局。
事務局	<p>進行番号 10 番については、一部が農用外ということですが、見た目には他の農地を変わりはありません。長根 6 の 2 については農業用施設用地への編入を行っており、残り 2 筆については、農振農用地の農業用施設用地への用途変更を行っております。</p> <p>6 の 2 については当初より農用外、その他については農用内ということで、6 の 2 については農振の編入をおこなったものです。</p>
議 長	12 番委員。
12 番委員	もともとひとつだった農地の中で、どうして混在していたのかがよく分からない。農振農用地区域の見直しについても、十分に確認の上行っていただくようお願いしたい。
議 長	事務局。
事務局	市でも 5 年に 1 度、見直しを行っておりますが、こういったところが多数あります。この現場についても、農振計画変更にあたり現地を見ておりますが、その

<p>議 長</p>	<p>時点で3筆の土地で、農振農用地と農用地外が混在している状況となっております。</p> <p>見直しに当たって、このような土地が整理されるよう申し伝えたいと思います。</p> <p>ほかに質問はありませんか。</p> <p>これで議案第43号、議案第44号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第43号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第43号「農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付するものの、既に利用状況が変更されていることから、顛末書を提出させることにいたします。</p> <p>次に、議案第44号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第44号「農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について」は許可相当との意見を付し、知事へ送付することにいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第11 議案第45号「非農地証明願について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>《蛇好局長補佐、説明》</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査の結果に基づく非農地証明願については、調査時点において、担当農業委員が現地を確認し、非農地である旨の判断をしていることから、現地調査は実施しません。</p>

	<p>これより一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>《質疑なしの声あり》</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 45 号を採決します。</p> <p>本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 45 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 11 議案第 46 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について』を議題とします。</p> <p>本案件については、所有権移転が 5 件、利用権設定が 20 件となっております。それでは、事務局から説明を求めます。</p> <p>《事務局説明》</p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより一括で質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>13 番 松野秀郎 委員。</p>
13 番委員	<p>参考にお聞かせ願いたいのですが、農業委員会とは直接関係ありませんが、農業公社などを通じた場合、土地改良区費の取扱についてどのように考えているのか。賦課金について農地の受け手と出し手の間でトラブルとなることがあると聞いている。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>改良区の負担金については 4 月 1 日付けで賦課されるものですが、基本的には受け手が支払うものと認識しておりますが、どうしても 3 月の許可案件など、賦課に係る事務処理が間に合わなくなり、出し手へ納付書が送られることがありと聞いております。</p> <p>基本的には生産者が負担すべきものと思いますが、土地に係る部分、ほ場整備</p>

	<p>などの負担金など所有者が負担すべきところもあるかと思ひます。ただ、水利費など、設備の使用に関する負担金などは、生産者に掛かるものと思ひれます。</p>
議 長	<p>13 番委員。</p>
13 番委員	<p>当地区の改良区の負担金の中には、共通費や維持管理費、償還金の 3 本に分かれていますのですが、共通費については地主、維持管理費の 2 期分については生産者、基盤整備の償還金については地主が負担するなどとされているかと思ひますが、中間管理機構へ農地を出した場合など、農業と関係なくなると考え、支払われずに未納が発生する場合がありますと聞いている。</p> <p>この辺の取扱について、機構のコーディネーターとも話しあつてみたいと思ひます。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>12 番 秋山 耕 委員</p>
12 番委員	<p>前回もありましたが同じ人で、3 条の 8 番が使用貸借、利用権設定の 3 番、4 番が移転となっておりますが、経営基盤強化法については、借りている土地について借り手を移転するものですが、この経営基盤強化法の借り手としての資格はあるのか、資格が無くても経営基盤強化法を活用できるのか。</p>
議 長	<p>事務局。</p>
事務局	<p>こちら、利用権の移転をする方、受ける方については親子関係となっておりますが、世帯が別になっておりますが、隣接した住所となっております。</p> <p>親が利用権設定により借受した農地については、営農をリタイヤし、後継者へ移転する場合、担い手の資格が無くとも、残期間のみを移転することは可能となります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p>
議 長	<p>これから議案第 46 号を採決します。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>《異議なしの声を確認》</p> <p>異議なしと認めます。よつて、議案第 46 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」は原案のとおり決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 13 議案第 47 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題にします。</p>

事務局	事務局から説明を求めます。
議長	《事務局説明》
議長	説明が終わりました。 これから議案第 47 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。 《質疑なしの声あり》
議長	質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。 これから、議案第 47 号を採決します。
議長	お諮りします、議案第 47 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、 原案のとおり承認することにご異議ありませんか。 《異議なしの声を確認》
議長	異議なしと認めます。 よって、議案第 47 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案の とおり承認いたしました。
議長	これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成 29 年度第 6 回登米市農業委員会総会を閉会します。

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 9 月 25 日

議長(会長) 高橋 清範

議事録署名人 5 番 芳賀 秀二

議事録署名人 6 番 柴崎 専一